

枚方市学校規模等適正化基本方針

【改定版】

平成 24 年 2 月

枚 方 市 教 育 委 員 会

はじめに

枚方市教育委員会では、学校規模等の適正化を図るため、平成 11 年に「枚方市学校規模等適正化審議会（第一次）」の答申を受けて、平成 12 年及び 13 年度に、市立小中学校の学校統合や通学区域の見直しなどの学校再編整備を行った。また、平成 20 年には、「枚方市学校規模等適正化審議会（第二次）」の答申を踏まえ、市立小中学校の学校規模と通学区域の適正化にあたっての基本的な考え方や方策として「枚方市学校規模等適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。平成 20 年及び 21 年度は、「基本方針」に基づき、「枚方市学校規模等適正化実施プラン」（以下「実施プラン」という。）をまとめ、過密校の解消を図るとともに、同じ小学校に通う児童が分れることなく 1 つの中学校に進学する通学区域（以下「一小一中」という。）への改善に優先課題として取り組んできた。

しかしながら、今後も、学校規模や学習環境の格差が学校間で生じるものと予測され、教育内容の一層の充実が求められている中で、子どもの健全育成や学習指導をはじめ、義務教育の教育環境面における公平性を確保する観点から引き続き学校規模等の適正化が必要となっている。

また、本市教育委員会では、平成 22 年度から「生きる力」の育成をめざして、「枚方市小中連携事業」を全中学校区において展開し、義務教育 9 年間を見据えた取り組みを行っている。このため小中学校の連携を更に強化・発展させる観点から、「一小一中」への改善に積極的に取り組む必要がある。しかし、「一小一中」の接続関係への改善など適正化の取り組みを推進するにあたっては、学校規模等において新たな課題が生じることから、この課題解消を図るために、平成 22 年 11 月に「枚方市学校規模等適正化審議会（第三次）」に諮問し、平成 23 年 11 月に答申を受けた。

本市教育委員会では、子どもの健やかな成長と学校教育の充実を第一義に教育環境の整備・向上に向け、「枚方市学校規模等適正化審議会（第三次）」の答申を踏まえ、「基本方針」を改定し、学校規模等の更なる適正化に取り組むものである。

目 次

第 1 市立小中学校の現状	1
1. 学校規模	1
2. 通学区域	2
第 2 学校規模等の適正化の必要性	3
第 3 学校規模等適正化に関する基本方針	4
1. 適正化の基本的な考え方	4
(1) 学校規模	4
(2) 通学区域	5
2. 適正化の実施	6
(1) 学校規模	6
(2) 通学区域	6
(3) 適正化の進め方.....	6
3. 適正化の留意事項.....	7
4. 「基本方針」の見直しについて	7
資料編	
1. 小中学校の接続関係	9
2. 小規模校・大規模校・過密校の一覧	10
3. 枚方市立小中学校通学区域図（平成 23 年度）	11

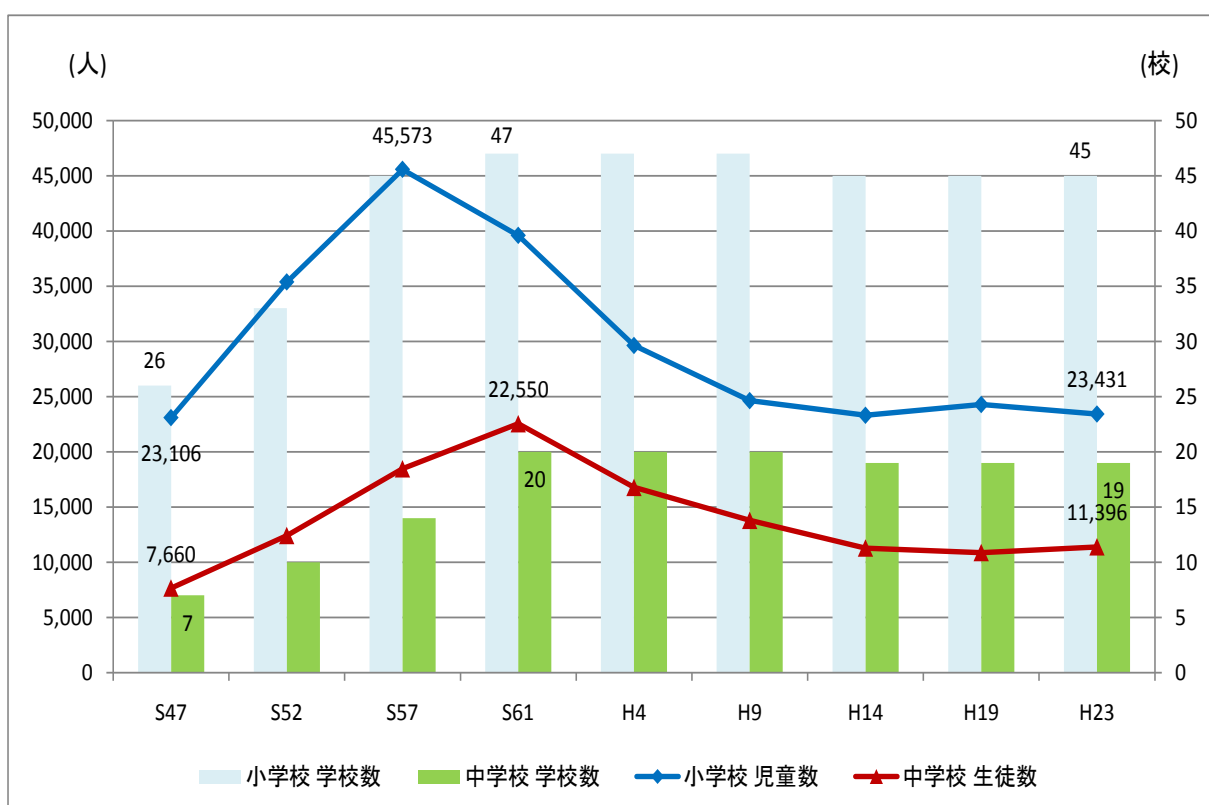
第1 市立小中学校の現状

1. 学校規模

市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和 57 年度に 45,573 人、中学校では昭和 61 年度に 22,550 人と最大になった。その後、少子化の進行により児童生徒数は減少し、平成 23 年度には、小学校で 23,431 人、中学校で 11,396 人と最大時の約半数になっている。(図－1 「児童生徒数と学校数の推移」を参照)

本市では、現在、少子化の進行により、小規模化する学校がある一方で、住宅開発の集中などの要因から大規模化する学校が現れている。中には、普通教室が不足する過密校の発生も予測されるなど、一部の学校間において、規模に不均衡な状況が生じている。

図－1 児童生徒数と学校数の推移



※数値は、各年 5 月 1 日の学校基本調査による。

2. 通学区域

市立小中学校は、明治期に小学校 10 校、昭和 22 年に中学校 2 校の設立からスタートした。住宅開発などにより人口流入が進む中で、市街地を中心に分離・開校し、小学校は昭和 59 年度に 47 校、中学校は昭和 61 年度に 20 校とそれぞれ最大の学校数になった。その後、平成 12 年及び 13 年度に学校統合を実施し、現在（平成 23 年度）の学校数は、小学校 45 校、中学校 19 校となっている。（図－1「児童生徒数と学校数の推移」を参照）

平成 23 年度の市立小中学校の接続関係については、平成 20 年度に香里小学校など 3 校、平成 21 年度に香陽小学校など 3 校について「一小一中」の接続関係への改善を行った結果、小学校 45 校のうち、38 校が「一小一中」となっているが、表－1 のとおり、残る 7 校の児童が複数の中学校に分かれて進学している。（資料 1「小中学校の接続関係」参照）

また、一部の校区について、不自然な通学区域の様態がみられる。

表－1 平成 23 年度 複数の中学校区に分かれる小学校

北部地域	中部地域	南部地域
樟葉南小学校	山田小学校 小倉小学校	蹉跎小学校 川越小学校 蹉跎東小学校 伊加賀小学校

※樟葉南小学校は 3 校の中学校に分かれて進学。樟葉南小学校以外の小学校は 2 校の中学校に分かれて進学。

第2 学校規模等の適正化の必要性

本市教育委員会では、義務教育9年間を見据えた系統的な学習指導や生徒指導の充実を図り、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、「いきいきスクール」や『『こころの再生』推進事業』などを実施し、小中学校の連携を推進してきた。

平成22年度からは、『『こころの再生』推進事業』を継承・発展させ、「生きる力」の育成をめざして、「枚方市小中連携事業」を全中学校区において展開している。

「一小一中」の接続関係は、「枚方市小中連携事業」の根幹となるものであり、「一小一中」の接続関係に改善されていない残る7小学校においても、小中連携等の教育課題や地域との連携を充実させる観点から、引き続き、「一小一中」の接続関係への改善に優先的に取り組む必要がある。

また、今後も、学校規模や学習環境の格差が学校間で生じるものと予測され、教育内容の一層の充実が求められている中で、子どもの健全育成や学習指導をはじめ、義務教育の教育環境面における公平性を確保する観点から、小規模校・大規模校の解消に取り組む必要がある。

さらに、過密校については、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないなど、学習環境において明らかに不均衡な状況になるため、早急に解消を図る必要がある。

第3 学校規模等適正化に関する基本方針

本市教育委員会は、子どもの健全育成や学習指導を第一義に、義務教育の教育環境面における公平性を確保し、教育環境の整備・向上を図る観点から、次の基本的な考え方にに基づき、市立小中学校の学校規模や通学区域の適正化を実施する。

1. 適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を 18 学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

本市では、学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令などの法令及び、「枚方市学校規模等適正化審議会（第三次）」の答申を踏まえ、学習指導面や学校運営面及び学校施設面などを総合的に勘案し、適正な学校規模の基準を 18 学級とする。

また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

小学校では 6 学年あり 11 学級となった場合、単学級となる学年が存在し、クラス替えができない学年ができる。単学級では新たな出会いや多様な考えに接する機会が少なく、人間関係が固定化され、お互いに切磋琢磨できにくい状況になる。

一方、中学校においては、全学年が 3 学級、計 9 学級となった場合でもクラス替えが可能であり、全教科の教員配置及び部活動等に大きく支障がないことから小学校のような課題が生じる可能性が少なくなる。従って、小中学校を分けて考えることとし、上記のとおり本市における適正規模の範囲の基準とするものである。

この基準に基づき、平成 23 年度の学校規模を分類すると表 2 のとおりである。なお、平成 24 年度から平成 29 年度までの将来推計は資料 2 のとおりである。

表－2 平成 23 年度の学校規模

(校)

	小規模校	適正規模校	大規模校	計
小学校	11 学級以下	12～24 学級	25 学級以上	
	4	3 9	2	4 5
中学校	8 学級以下	9～24 学級	25 学級以上	計
	1	1 7	1	1 9

※平成 23 年度における本市の学級編制基準は、小学校 1・2 年生が 1 学級 35 人、3～6 年生が 1 学級 40 人、中学校 1～3 年生が 1 学級 40 人である。

(2) 通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する「一小一中」を通学区域の基本とする。

「一小一中」においては、1 つの中学校区が 1 つの小学校区で構成される通学区域（以下「一中一小」という。）を設定することができるものとする。

不自然な通学区域の様態については、解消を図る。

本市教育委員会では子どもたちの豊かな心の育成を推進するため義務教育 9 年間を見据え、小中連携など学習指導の充実を図り、地域の教育力を高める観点から、「一小一中」を本市の適正な通学区域の基本とする。

「一中一小」については、義務教育 9 年間で 1 つのスパンと捉えることで、当該の小学校と中学校の連携がより強化され、系統的な学習指導や継続的な生徒指導を充実させることができ、小中学校間の段差の解消が図られるなど教育効果が期待できる。また、家庭や地域にとっても、校区コミュニティ協議会をはじめとした地域連携がより強化されることで、家庭や地域が一体となって、子どもを守り育てる教育力の向上を図ることができる。

これらのことから、「一中一小」は、その特色を生かして、より高い教育効果が期待できることから、「一小一中」の通学区域において、設定できる通学区域とする。

また、一部の校区について不自然な通学区域の様態がみられるため、その解消を図る。

2. 適正化の実施

適正化の基本的な考え方に基づき、学校規模や通学区域に課題のある学校については、次の基本的な方策を実施する。

(1) 学校規模

〈基本的な方策〉

- ①小規模校は、学校統合や通学区域の変更を行う。
- ②大規模校は、通学区域の変更を行う。
- ③過密校は、通学区域の変更を行う。ただし、児童生徒数の推移や住宅開発の動向を見極め、学校の敷地面積や本市の財政状況などを総合的に判断し、教室の増築を行う場合もある。

(2) 通学区域

〈基本的な方策〉

- ①「一小一中」の接続関係への改善は、通学区域の変更を行う。
- ②不自然な通学区域の様態については、通学区域の変更を行う。

(3) 適正化の進め方

適正化の実施にあたっては、本「基本方針」に基づき、適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた「実施プラン」を策定する。

策定にあたっては、児童生徒数の推移や住宅開発等の動向を注視し、早期に適正化を実施する学校と中長期に適正化を検討する学校とに分け、策定するものとする。

また、適正化の実施に際しては、情報提供と説明責任を果たしながら、子どもを第一義に、学校・家庭・地域・行政が共通理解の基に、一体となって進めるよう努めるものとする。また、適正化の実施後においても、子どもが健全な学校生活を送れるように配慮する。

3. 適正化の留意事項

- (1) 適正化にあたっては、児童生徒数の推移や住宅開発の動向などを十分に見極める。
- (2) 適正化にあたっては、市立小中学校の校舎は、全体的に経年劣化・老朽化が進んでいることから、順次、改築の時期をむかえるため、学校施設の改築計画との整合性を図る。
- (3) 適正化にあたっては、通学区域の変更等による受入れ校の校舎や運動場の面積などの施設規模を見極める。その際には、特別教室を本来の目的に使用するとともに、少人数指導などに使用する多目的な教室として、3室程度を確保するよう努める。
- (4) 適正化にあたっては、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に基づく通学距離（小学校でおおむね4 km 以内 中学校でおおむね6 km 以内）を限度とし、国道などの地形地物及び通学時の安全性にも配慮する。
- (5) 小規模校においては、直ちに適正化に取り組むことが難しい場合、小規模校活性化のための支援策を講じる必要がある。
- (6) 大規模校においては、24 学級を超えても、普通教室数に余裕があり、かつ、特別教室及び多目的な教室が確保でき、児童生徒1人あたりの校舎面積・運動場面積などの施設規模が十分である場合は、今後の児童生徒数の推移を注視し、適正化の実施時期を見極めるものとする。
- (7) 「一中一小」の学校配置については、中学校が小規模化しやすい配置となるので、近隣の小中学校との交流や部活動指導協力者派遣などの支援策を講じる必要がある。
- (8) 適正化にあたっては、今後の本市における小学校の少人数学級編制及び国や府における教育関係法令の改正や学級編制基準の改定等を考慮する。

4. 「基本方針」の見直しについて

この「基本方針」は、今後、国や府における教育制度の変更や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて見直すものとする。

【用語説明】

- ・小規模校…学級数が小学校では 11 学級以下の学校。中学校では 8 学級以下の学校。
- ・大規模校…学級数が 25 学級以上の学校。
- ・過密校…普通教室が、通常の学級と支援学級に全て使用されているか、または今後不足すると予測される学校。
- ・「一小一中」…小学校単位で中学校の通学区域を構成すること。同じ小学校に通う児童と一緒に 1 つの中学校に進学できる通学区域のこと。
- ・「一中一小」…1 つの中学校区が 1 つの小学校区だけで構成される通学区域のこと。
- ・特別教室…〈小学校〉理科室・音楽室・図工室・家庭科室・図書室・
コンピュータ室
〈中学校〉理科室・音楽室・技術科室・被服室・調理室・美術室・図書
室・視聴覚室・心の相談室・コンピュータ室

小中学校の接続関係

- ・【 】内は、平成23年度の学級数。
- ・()内は、中学校を構成する小学校数。

平成23年5月1日現在

中学校名	小学校名
楠葉中(3) 【18】	樟葉北小【11】
	樟葉小【22】
	樟葉南小【15】
	樟葉西小【23】
楠葉西中(2) 【13】	船橋小【19】
招提北中(2) 【10】	
第三中(2) 【19】	牧野小【21】
	殿二小【17】
招提中(2) 【12】	平野小【13】
	招提小【13】
長尾中(2) 【21】	長尾小【18】
	菅原小【18】
長尾西中(2) 【20】	西長尾小【19】
	田口山小【27】
杉中(3) 【21】	藤阪小【16】
	菅原東小【25】
	氷室小【12】
津田中(2) 【16】	津田小【19】
	津田南小【24】

中学校名	小学校名
渚西中(3) 【8】	西牧野小【7】
	磯島小【13】
第一中(4) 【17】	小倉小【17】
	殿一小【10】
	高陵小【6】
	中宮北小【12】
山田中(3) 【9】	交北小【14】
	山田東小【12】
中宮中(3) 【14】	山田小【12】
	中宮小【13】
	明倫小【12】
桜丘中(3) 【17】	桜丘北小【18】
	桜丘小【17】
東香里中(4) 【20】	川越小【12】
	春日小【17】
	東香里小【12】
	香陽小【13】
第四中(3) 【21】	開成小【20】
	山之上小【19】
	五常小【15】
第二中(3) 【11】	香里小【21】
枚方中(3) 【16】	枚二小【18】
	枚方小【19】
蹉跎中(4) 【26】	伊加賀小【23】
	蹉跎東小【16】
	蹉跎西小【19】
	蹉跎小【17】

小規模校・大規模校・過密校の一覧表

平成23年5月1日現在の幼児数・児童生徒数を基にした推計による。(校名の数字は、学級数)
過密校の▲は、不足する教室数。適正な学校規模の範囲は、小学校12～24学級、中学校9～24学級。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小規模校	殿一小 10 高陵小 6 西牧野小 7 樟葉北小 11	殿一小 10 高陵小 6 西牧野小 8 樟葉北小 11	山田小 11 明倫小 11 殿一小 11 高陵小 6 西牧野小 7 樟葉北小 11	山田小 10 明倫小 10 殿一小 11 高陵小 6 西牧野小 7 樟葉北小 11	山田小 9 明倫小 9 殿一小 11 高陵小 6 西牧野小 7 樟葉北小 11	山田小 9 明倫小 9 殿一小 11 高陵小 7 西牧野小 7 樟葉北小 11	山田小 9 明倫小 10 殿一小 11 高陵小 7 西牧野小 7 樟葉北小 9 中宮北小 11 山田東小 11
	渚西中 8						
大規模校	田口山小 27 菅原東小 25	田口山小 26 津田南小 26 菅原東小 25	津田南小 25 菅原東小 25	津田南小 26	津田南小 26	津田南小 27	津田南小 28
	蹉跎中 26	蹉跎中 27	蹉跎中 28	蹉跎中 29	第四中 25 蹉跎中 29	蹉跎中 29	蹉跎中 28
過密校	明倫小 ±0	明倫小 ±0		枚方小 ±0	枚方小 ▲1	枚方小 ▲3	枚方小 ▲4

※過密校とは、普通教室が学級と支援学級に全て使用されているか、今後不足すると予測される学校。

※枚方小学校は、大規模校・過密校。

※平成24年度以降の本市の学級編制基準は、小学校1～3年生は1学級35人、4～6年生は1学級40人、中学校1～3年生は1学級40人。

枚方市立小中学校通学区域図(平成23年度)



平成23年4月1日現在
枚方市教育委員会作成